

移住定住

条件… 町外に住む者が、世帯主として町に移住した場合（町に在住していた者が転出し、2年以内に転入した場合を除く）で、世帯主の年齢が50歳以下の世帯に交付する。
ただし、世帯主の年齢が51歳以上であっても、中学生以下の子供が属する世帯はこの限りではない。

奨励金の額… 1世帯1年間につき5万円を支給。（最長5年間）
最初の1年目は中学生以下の子供1人につき5万円を加算する。

住宅取得・賃借

条件… 町外に住む者又は町内に在住する利用者登録者が、空き家情報バンク制度を利用して空き家を取得又は賃借し、世帯主として移住又は転居した場合に交付する。
（ただし、前住居を空き家にしないこと）

奨励金の額… [住宅を取得した場合]
世帯主が50歳以下の場合、購入価格の1/2(上限50万円)を支給。
世帯主が51歳以上の場合、購入価格の1/2(上限25万円)を支給。
[住宅を賃借した場合]
賃貸の1/2(上限1万5千円、最長3年間)を支給(千円未満を切り捨てる)

住宅新築

条件… 町外に住む者又は町内に在住する者が、町内に住宅(第2条第7号)を新築し、町に定住する場合に建築主に交付する。

奨励金の額… [町内事業者による新築]
100万円を支給。
[町外事業者による新築]
50万円を支給。

住宅改修

条件… 町外に住む者又は町内に在住する利用者希望者が、空き家情報バンク制度を利用して空き家を取得し、当該空き家を改修し、世帯主として移住又は転居した場合に交付する。

奨励金の額… 改修費用の1/3(上限50万円)を支給。(千円未満を切り捨てる)
★岐阜県が行う補助金(空き家改修費補助費用)を受けている事業は支給しない。

【注意】

奨励金目的と思われる申請が増えています。
制度の趣旨にご理解ください。
本目的に沿わない方は**支給しません!!**



問い合わせ窓口

〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3
七宗町役場 ふるさと振興課 振興係
TEL 0574-48-2291
FAX 0574-48-2239
MAIL furusatoshinko@hichiso.jp
七宗町役場HP <https://www.hichiso.jp>